

発 言 者	議 事
議 長 議 長 議 長 議 長 中山議員 議 長 保健福祉課長	〔 1 2 月 1 0 日 〕 皆さん、おはようございます。只今の出席議員は 1 0 名であり、定足数に達しておりますので、昨日に引き続き会議を開きます。（ 1 0 : 0 0 ） ただちに議事に入ります。 歳出の質疑を行います。それでは 3 款民生費について質疑ありませんか。ページ数は 2 2 ページから 2 4 ページまでです。 1 番 中山議員 確認ですけれども昨日山崎議員もちょうと質問したんですけど、今回敬老会に対してできないということでことぶきの券が 7 0 歳以上の方に発行されるわけですけども、これは昨日の答弁では 1 2 月までというような、そういうようなふうにとったんですけども、会期からいきますと 3 月いっぱいと言うまでの敬老会についてはしないというようなことなのか。そして来年度についての 4 月 1 日以降の敬老会についての町の取り扱いってのはどう取り扱うのか、そのへんについてもう一度説明していただきたいと思います。 保健福祉課長 1 2 月いっぱいっていうところはですね、今年 1 2 月までに敬老会、町内で 1 3 会場で行われています。合同でやっているところが 2 地区と言うか 2 ヶ所ありますので、年内に敬老会を行うところが 5 か所でそこは全てやらないということでの返事をいただいてまして、 3 月までのところもほぼ今やるやらないって迷っているところもあると思うんですけども、たぶんできないであ

	ろうという町内会役員会の中の意向でしたので、このことぶき券ということです。これは町が出している賄費を変えて今回の臨時的な代替なので、どうしても地区の中で敬老会をやりたいんだというところが出ますと、仮にですね。そうすると従来の賄費は町からは今年度はいかないということになります。来年度からですけども、ちょっと動向を見ないと何とも言えないんですけども今の時点では臨時的に今年度限りの寿券というふうに考えてまして、来年度は状況を見て検討したいと思っています。
議 長 中山 議員	1 番 中山議員 分かりました。3月31日までについては敬老会は補助しないということであっていいですね。来年度の新しい年についての会計年度になった時の町長、これはどうは判断していくのか。ほとんどは年末とか来年度の3月までの間というようなことになっていくんですけども、その取り扱いってというのはやっぱり今のコロナの状況を見た中で判断するということになるんですけども、もしもやるところとやらないところが出た場合の町の対応というのはどう取り扱うのか、それについて説明していただきたいと思います。
議 長 町 長	町長 来年度の話であります。今課長が申し上げましたとおり今年度については今年度のみの考え方ということでの今実施であります。来年度については、4月1日から年度単位の中では従来の賄費というものは予算化していきます。そして従来通り敬老会をやるところ、やらないところ色々出るかもしれません。しかし、それは賄費としてはやらないところには出せないということに当然なります。今のこの賄費の補助の考え方というのは地域の自らやるから、それに町は支援しま

議長 山崎議員	すという趣旨の賄費でありますから、そういうふう地域の方で実施するものに対しての支援という考え方ありますので、それは従来通りの変わりなくやります。
議長	2番 山崎議員 高齢者等生活支援業務についてであります、今回の委託料228万7千円、これには異議ありませんけども、今これから来年度予算の編成の時期になりますので特に町長のお考えを聞きたいと思うのは、高齢者の生活支援は13項目で決め細かく今実施されているところですが、ただ、そこで私その中でやっぱし十分生活支援されていると思うんですけども、特に私の体験から言いますと特に90歳とかそういう超高齢者の方々の独居生活している方もいるんですよ。それから我々の町内会としてもそういう人方の毎日の安否の確認っていうのはなかなかできないんですよ。実際に今年の10月に1週間に1人ずつ90歳2人、100歳1人って方亡くなりまして、町内会で葬儀をして送ったんですが、その人方の毎日の生活状態って承知していなかったんですよ。たまたま病院で亡くなったからっていう、けども実際に90歳の超えている方も独居で生活している方もいるんですよ。そういう人方を生活支援というのは今後どのようにお考えなのかちょっとお聞き願えればと思ってます。けっこうそういうね、今80歳まだ現役で、家族がいるのであればいいんですけども、一人暮らしの人がいます。そうするとその生活支援と同時にやっぱし火災の関係であるとかいろんなそういう別な方の注意もしなければならぬわけですから、そのへんのところの生活支援というようなことをどのようにお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。 保健福祉課長

保 健 福 祉 課 長	今回の補正で上げたこの生活支援業務委託料というところは、昨日もお話したんですけども、厚沢部介護サービスに対しての委託料であります。今議員からのお話の高齢者生活支援事業の町でやっている13項目の中っていうところの高齢者に対してのってことですよね。確かに90歳以上の独居の方っていうところでくくりますと4月で調べた時点で26人くらいいるかなっていうふうにとらえています。この90歳の独居の方、もちろん民生委員さんとかが確実にふれあい訪問で毎月訪問していただいて状況把握して何かあった時にはすぐ連絡が来るといようなそのながれはきっちりできています。大体はですね、独居で暮らしている方はですね、その13項目の中の移送サービスとか家事援助サービスですとかそういう生活支援っていうサービスがほぼ入っている方がほとんどですので状況としては把握が出来ているし、何らかの有事があった時には連絡が取れる体制は整っていると思っています。
議 町	町長 今1つ目の山崎議員のお話の中でのこの従来やっている生活支援、13項目にわたるサービスを厚沢部町は単独でやっていると。これは全道、全国ない事例になっております。厚沢部町のこの13項目というのは全国一のこのサービス項目を扱っているというふうなことで。それと同時にはこのサービス事業の進めが全道一早い町にもなっております。特に全道で初めて給食サービスというのを進めましたけれども、北海道社会福祉協議会、北海道の社会福祉協議会からの第1号として扱ったのが厚沢部町。この給食サービスが未だ続いているのはこのサービス事業の中での目玉サービスであります。それから今独居の安否の関係であります但厚沢部町はご案内のように緊急通報システムというのを早くからわが町は入れております。要するに独居の方、あるいは

議 長	老々介護の方、それぞれ申し込みの中でやっているわけではありますが、胸のペンダント、あるいは電話の受話器の隣にあるボタン、いずれを押しても緊急通報が入るような制度を厚沢部町は敷いているわけであります。そんな中で安否確認が一番緊急性を持って扱っているというふうに考えておりますけど、まだ必要としない方もおりますし、あるいは今山崎議員が言われますように町内会でまだまだ必要性のある方があろうかと思えます。そういう方々が今の福祉委員と称して民生委員を兼ねて厚沢部町では福祉委員という町が単独でお願いをして指名をして、それぞれ福祉活動を進めていると、こういうふうなことで二重三重にそういう安否確認等もできるようにはしてありますが、万全だということにはなりません。いずれにしても更なるそういう安否確認、それから自宅生活というものをこれからはなるべく高齢であっても自宅生活をしていただきたいというふうな考え方の中で今今年にはロボットの安否確認という方式をいろいろテストしております。5戸の高齢者にロボットを置いて安否確認できるようなそういうシステムを今試験をしております。非常にいいもんであります。いいもんでありますけどもいろいろとこれまた電波法の制限があったり、いろいろやっかいなものが付いておりまして後々使用料と言うか電波料という、そういうものを伴うというふうなことからいろいろ今検討しているところであります。なおまた、全国的に今いろいろな会社がいろいろなスタイルのこのロボットを開発をしております、そういうものの中でも我々も十分吟味した中で厚沢部町に導入したいなというふうな考え方しております。 2 番 山崎議員、今の委託料の件でしたら昨日 2 回質問しておりますので、今日で 3 回目となっております。別な事項ならば質問は許可しますが。今の委託料でしたら質問回数は終了してお
------------	--

議 長 山 崎 議 員	ります。 2 番 山崎議員 これは確認でありますけれども、認定こども園の運営費で昨日もちっと質問をさせていただきましたけれども、この幼児教育と保育の無償化というようなことで今回委託料が出ておりますけれども、確か今年であったかなと記憶しているんですが、国の予算の中で確かこういう子どもたちはこども園とかそういうようなかかる運営費そのもの無償になるってというようなこともちっと私記憶されているんですが、そういうような形で今後ともこういう無償化、子どもに係るこの部分については無償化されるっていう国の方針だというふうに記憶しているんですが、それ間違いないでしょうか。
議 長 町 長	町長 幼児教育の無償化を国も始まったわけでありますけども、これはもう国の制度でそういうふう決めておりますから今後とも無償化の中でそれぞれ自治体にこのように 24 ページの委託料の中での国庫補助という全額町が今まで半分の幼児に補助金を出していましたがその分を全部今国が補うと、こういうふうな方向になりますから今後とも幼児教育については無償化したわけですから、よほどの国一大事でない限りはこのまま続いていくというふうに考えております。なおまた、幼児の保育については山崎議員がご承知のように当町は 13 年前からこの半額補助をずっと進めてきたわけでありますけども、近隣町は、例えば上ノ国町がまだ 2 年でしょうけれども全額補助ということを起こして、そういうふうな報道された中で進んできた。それが今国が全額補助ということで変わってきた。うちは 2 分の 1 できたものが全額補助に変わると、こう

	いうことをございますので、今後ともこの幼児教育、保育無償化というものは厚沢部町は続けていくという考え方に変わりありません。
議	長 ほかに3款 民生費について質疑ありませんか。（発言する声無し）
議	長 それでは次に4款 衛生費について質疑ありませんか。ページ数は25ページから26ページ
	までです。（発言する声無し）
議	長 衛生費について質疑が無いようですので、それでは次に6款 農林水産業費について質疑あり
議	ませんか。ページ数は27ページです。（発言する声無し）
	長 それでは次に8款 土木費について質疑ありませんか。ページ数は28ページから29ページ
議	です。（発言する声無し）
議	長 それでは次に9款 消防費について質疑ありませんか。ページ数は30ページです。
議	長 7番 上戸議員
上 戸 議 員	消防費の中の災害対策費で工事請負費が3,100万円ほどマイナスになってますけども、ど
	うしてこのような大きい金額下がったのか説明をお願いします。
議	長 総務政策課長
総 務 政 策 課 長	これにつきましてはですね、今回アナログから地デジに変わるということで工事させていただきましたが、元々の既存のですね、施設がそのまま使えるということで、それらのものを外してこれだけなつたと。中身につきましてはですね、役場の屋上にあります鉄管っていうんですか、鉄塔が腐食がなくそのまま使えるということと、それから鵜にですね、中継局がございます。その機械類を置いております局舎っていうんですか、も良好な状況のためそのまま使用すると。

議長 上戸議員	あと細かい部部になりますけども、これまで車に載せる車載型だとか、それから可搬型っていうんですか、ちょっとバッテリーの大きい無線ですとか、それらが計30台あったんですが、そのうち台数は変わらないんですけども、それぞれの性能的にはあまり差が無いということで今回全部携帯用の小さい型のもので28台、それから車載型については2台に変更した経費でおちたということで今回減額補正させていただいております。
議長 上戸議員	7番 上戸議員 今の説明では元々使えるものがそのまま使うという形で金額が下がったということで、こういうものって設計段階で分かるはずだと思うんですけども、そういうことであれば計画自体が甘かったんでないかというふうに思うんですけども、その点はどうなんですかね。
議長 総務政策課長	総務政策課長 実はですね、この今回の工事の実施設計につきましては、昨年度に発注しております。3月までの委託だったものですから、その時点で当初予算編成もう進んでおりまして、今回失効した段階で落とすような形になったということでございます。
議長 議長 総務政策課長	総務課長、答弁答えていない。どのような理由で最初からの見積が甘かったんでないかと。 総務政策課長 ですから昨年度の実施設計の段階では先ほど申し上げました例えば既設のですね、何て言うんですか、鉄管だとか、それから局舎の部分も入れた中で実施設計が何と言うんですかね、完了された中でこれらのものはそのまま使えるというような結果になって、その段階では工事の方の予算につきましてはまだ実施設計の結果が出る前の予算で計上しておったものですから今回この差

議 町 長 長	がでたということでございます。 町長 今総務課長の方から話申し上げましたけれども、これ従来のアナログ放送の電波という中からデジタルに変わると、これ昨年にこれは法的な改正の中でやらざるを得ないという中で前年に実施設計をする段階では全てそういう機種等も変えなきゃいけないと、アナログからデジタルに変わるわけですから、受けるものも出すものも全て中身は変わるわけですから、そういう考え方の下で全道全国のこういう進めの中でうちの方も最終的にはこれだけのものをやらなきゃいけないというふうな、設計に出した段階からそういう考え方でありました。しかし、今、年度変わって今年発注して実施してみたら海岸地域と違ってうちのあそこの屋根のアンテナなんてのはほとんど支柱が腐っていないと、錆が入っていないというふうなことから使えるんじゃないと、こういうことからどんどんどんどんそういうものを設計の中から除外していくと。当然ほかの工事でもありうるわけですが、そういう使えるものは使えというふうになると設計変更と称して減らしていくわけです。そういうものが積もり積もって大きな3,300万円という金になったわけですが、上戸議員が言われるようにそれは去年の段階から設置する段階から屋根に上ってみたらそういうものは分かったという考え方になるわけです。そのとおりだと思います。この種の設計というのは特殊設計でありますから我々事務屋、素人ではなかなか読み切れないものがあります。そういう中で設計をしたという、非常に考え方としては行政としてはまずい話でありますけれども、なるべく節約した中でこの設計からどんどんどんどん使えるものは使うという考え方でこういうふうな発注段階でこういうふうな額が落ちたというふうなことでありま
-----------------------	--

議長 山崎議員	す。今上戸議員が言われるように設計が甘いと言うのはその通りでありまして、最初からそういう専門屋で設計していればこういう大きな額は落ちなかったろうと思いますので、そのへんは誤りということで私からの方もお詫びしたいと思います。 2 番 山崎議員 今上戸議員さんの関連でもあります、また町長の方からも今の答弁を聞きましたけれども、そもそものこのもとというのは例えば整備計画だとかいろんな計画に対して委託をかけてしまうからでないかと思うんですよね。どっかの機関にもう任せてしまっちゃってやってもらおうと。例えばこの38ページ10款の学校施設の云々のこれでも計画策定委託料だもの。計画に対してなり設計の見直してって全て業者に委託かけてしまうっていうからこういう間違いが出来るっていう、そういう原因になるのかなって私は考えます、そういうことで。だから今正確な数字じゃないんですけども、さっきの定例監査の時にちょっとお聞きしましたら業務委託料が3億4千万円、委託料でね、それだけの委託料をかかってね、やっているっていうこと。したら職員方何やっているんだって言ったんだけど、もうちょっとね、やっぱし今上戸さんが言うみたいにして今町長も認めましたけれども、やっぱし事前に設計する段階で調査すべきだと思うんです。それを全部人任せにしてしまうからこういう結果になるんだと。私自身もやっぱしこのね、補正でね、3千万円からね、マイナス補正かけるって違和感感じますよ。本来ならばいくらかの些細な金額の補正であればいいけどこんなに大きな補正っていうことになればね、したらなんでしたら当初の計画そのものがね、ちょっと弱すぎるなと思ったりもして。それも一つの大きな原因が全部そういうことを委託にして他社に任せてしまうってそういうね、風習が今広がってしまっているからこうい
--------------------	---

議 町 長 長	うふうになるんでないかと、そういう気持ちですけども間違いでしょうか、私の考えは。 町長 設計委託という中でですね、理解していただきゃならないのは設計の段階では北海道単価というものがある。北海道では道単価というものがありまして、小物を造るための単価表というものが全部北海道から出されております。その単価表の積み上げによって設計すると、こういうことになります。そういう単価表の中で極端に単価表を上げているわけではなくて、道単価に合わせるわけですから。問題はこの道単価で設計したものを何社かの業者で競争することによってどのくらい落とせるのかと、こういうものは大きな残額になる要素であります。はっきり言うと。委託の関係というのは一般事務屋が処理できない特殊な扱いをされるものが委託される話であります。昔の話を言うとちょっと笑われますけども、当時は町の建築屋っていうものは全部始めから終わりまで道単価を使った設計をしたものです。今、この設置基準というものはやたらと面倒になりましてね、簡単に技術屋と言えどもできない、例えば基礎だとかそういう安全性だとかそういう鉄筋の太さもでも計算で出すというふうな、そういうふうなやっかいな基準が出来ました。それが今の技術屋であってもできないと。それが委託かけた業者は全部そういうものを分析しながら設計単価を使って一つの事業とすると、こういうことになりますから。委託はですね、これは事務的な委託は別ですよ。こういうハードな建設事業だとか土木事業だというのはそういう厄介なものがありまして今職員の中で全部済ませるということはなかなか容易な話では、こういうふうに思います。今言うように全体通して委託料、大変な額になりますけども、この中には今の言う電算だとかこういう委託が特に今全体の中では特に電算の委託が大きいですし、建物だと
-----------------------	--

議 長 山 崎 議 員 議 長	かこういうものの委託というのは設計部分の委託ですから、そういう扱いの中で取り組んでおりますので委託料が多いことにはなかなかこうすればいいああすればいいっていうことではなくて、やはり基準に合ったものをつくるための手段で委託をしていると、こういうことに理解をしていただきたいと。 2 番 山崎議員 町長のおっしゃることは十分分かります。確かにね、これは専門的なそういう知識が無かったらその専門的なレベルでないとできない事業たくさんあります。それで専門的にそういう形で委託されるって分かるんだけど、ただ、その設計する時にやっぱり担当職員なりもそこに入って検証するくらいのことはしてもらわないと。全部任せきりということにはならないだろうと思うんです。それから、今回この防災のこれ、支柱はさ、使えるものは設計屋さんはもうダメだよって言うこと来たんだからそれが実際に行ったら使えるんだよっていうことだから、これ 3 千万円からマイナスおきたっていう。だからそれを設計だけで果たしてあそこの支柱はどうだったべねってそのくらいの多少のことはね、やっぱりこれは検証するなりっていうそういうやっぱり機能を職員方もってもらいたいなと、それを要望して、これからやっぱり特にやっぱり何でもかなりの部分がね、委託業務、かなり計画そのものも、計画は作らせるにしてもやっぱり基本というものはきちっとこっちで持ってなかったら計画できないわけですから。そのへんのところもやっぱり十二分に検証しながら進めていくという、そういうことを進めてもらいたいなと、そんなことを感じていますので、お願いしたいと思います。 答弁はいいですか。
--------------------------------------	---

山崎議員 議長 議長 議長 香川議員 議長 教委事務局長	はい。 ほかに 9 款 消防費について質疑ありませんか。（発言する声無し） それでは次に 10 款 教育費について質疑ありませんか。ページ数は 31 ページから 34 ページまでです。 6 番 香川議員 12 番委託料について御質問させていただきたいと思います。学校施設等の個別施設計画策定委託料、そしてその下の GIGA スクールサポーター配置委託料、これの概要を説明してください。 教育委員会事務局長 GIGA スクールサポーターの方でしょうか。（両方とも声あり）学校施設等の個別施設計画策定委託料、これにつきましてはいわゆる長寿命化計画、こういうものと呼ばれておりますが、国の方からですねこういう公共施設等について今年度中にこういう安全性を検討して策定しなさいと、そういうふうに示されておりました、学校施設でありまして、これは小学校 3 校、それから中学校 1 校、教員住宅、それから給食センター、それから中学校のスクールバスの車庫、これを対象としておりました、老朽化とかそちらの検査を行いましてこれからどういうふうに建物を安全性を保つかと、そういうふうな計画を立てるものです。 あともう 1 つ、GIGA スクールサポーター配置委託料、こちらにつきましてはですね、GIGA スクール事業、一人 1 台端末とかもう学校の方に配置されました。これを受けましてですね、こういうふうにそういう端末をどう扱うとか、セキュリティの設定とかあと教員たちの ICT 研修の
---	--

議 長 香 川 議 員	情報提供とかですね、あとこの端末を運営していく中でどうしても不具合とか生じる場合もあります。そういうのの対応とかを行っていく方の配置ということであります。
議 長 教 委 事 務 局 長	6 番 香川議員 同じ節なので質問 2 項目になるんですけども、まず上の計画策定委託料とありますけども、なぜその内容で 3 8 0 万円ほど減額になっているのか。 それとその GIGA スクールサポーター配置委託料は結局どっかの業者に委託してつくる話なのか、そのへんの説明をお願いします。
議 長 教 委 事 務 局 長	教育委員会事務局長 まず GIGA スクールの方ですけども、これにつきましては今述べましたように学校の方に端末、それから情報通信ネットワーク事業、これにおきまして LAN 整備も終わりましたのでまだこれからの委託契約になるんですが、ここで可決されてからの後になるんですが、そういうのに対応できる業者、そういう業者を選定していこうと思っております。あと学校施設計画の方の減額分、これにつきましてはですね、入札によります減でありました。これの予定価格に対するこの入札額は 9 6 . 7 パーセントでありました。
議 長 香 川 議 員	6 番 香川議員 そしたら GIGA スクールサポーター配置委託料の方についてちょっとお尋ねしたいんですけども、これはもう継続して今年度のみならずずっと継続して行われる事業であるのかお聞きしたいと思います。
議 長	教育委員会事務局長

教 委 事 務 局 長	このサポーター事業、これ国の方から補助も出ているんですが、これ単年度事業で補助つくんですよ。ただ、今言ったように新しくこういうふうな端末を入れたと、そういうことでの操作、これに対して教員たちがすぐ対応できるかどうか、そういうのを補助するような方々なんで、たぶん単年度で対応できると思うんですよ。それ以降につきましては、また今後考えていきたいと思っています。
議 長 中 山 議 員	1 番 中山議員 3 4 ページになるんですけども、ふるさと創生事業費についてお聞きしたいと思います。大変苦勞して沖縄から東北ということで変更したり、時期的にも大変苦勞して実施されたと思うんですが、沖縄から東北に変わっての子どもたちのその反応、また感想というのは子どもたちはどんな感じで受け止めているのか、そして来年度に向けて教育委員会としてはコロナもあると思いますけども、方向としてやはり子どもたちに沖縄を見せたいのかそれとも、また今回みたいに東北というような方向で行くのか。そのへんについての見解をお知らせ願いたいと思います。
議 長 教 育 長	教育長 まず今の子どもたちの、中学生の反応ということですが、先般報告会に行って参りました。その前にも子どもたちとは数人とは会って話を聞く機会もありましたけれども、まず一番最初にあるのは、やはり行きたかったと、沖縄に行きたかったと。ただそれが彼ら自身もやむ負えないことであることは重々分かりながら、そしてまたこの今の現状の感染者の数、当時の6月当初ですね、判断した際の数とでは大きな差があるのでなかなかそこは子どもたちの中では複雑な思い出はあるでしょうと、それはとらえられます。それはこないだの報告会でも行きたかったと。た

議 長 中山 議員	だ、なかなかいいことを報告会、発表会で言っていました。ここで学んで気づいたことは大変この東北のいわゆる修学旅行は良かったと。なぜかというとなるほどこれは行く場所ではなく、一緒に行く人なんだと、結局人がその価値を決めるんだなといったような内容の言葉を代表者が話をしていました。私も大変ありがたいなと思いながらそこにはたぶん子どもたちの複雑な心境とともに教職員の大変細かな指導・対話があったのだろうなということは十分推察できました。非常に結果としては良い修学旅行であったという報告は受けております。 続きまして次年度からのこの地方創生に係わるその修学旅行ですけれども、それについては本当につい最近も業者も交え、もちろん以前から校長とも話しながらも、やはりコロナの動向が大きくそれを今後それを決めてくるなとは考えています。ただ、やはり柱にあるのは沖縄同様、やはり平和教育にいわゆる柱と言いますか、大事な中心におきたいなところは変わっておりません。それで今後の行程、行先について今まだ考え中です。いくつか候補があることは皆さま過去にも行ったことがあるであろう、例えば長崎であるとか、広島であるとか、十分候補に挙がっていて、それをどういう形でどういう時期にというのはコロナの関係と後は天候、台風の関係、それらを勘案しながら、それほど長い期間ではないうちに決定したいと考えております。以上です。 1 番 中山議員 やはり子どもたちにとっては今回沖縄行けなかったってのは私も残念だったろうなというふうな、ぜひですね、来年度に向けてはその沖縄という一つの子どもたちが大変楽しみにしている先を目指してやっていただきたいなと。子どもたちにとっては大変外国に行くみたいな感じの報告
----------------------	---

議 長 中 山 議 員 議 長 税 務 財 政 課 長 中 山 議 員 議 長 高 田 議 員	会もありましたので。やはり同じ日本の中にいて異文化と言いますか、そういうものを勉強するのが大変私はいいい経験だと思いますので是非ともですね、来年度に向けてはそういう方向で進めていただきたいなど。 それで町長ですね、先般社会教育委員の会議がありました。その中で大変予算がコロナのために使われない予算がかなり生じていると思います。今回これだけでも230万円くらいはもう浮いてきているわけですので。この浮いた額というのは今財政の方でどの程度掘んでいるのか。町全般ではかなりのコロナによる、余るお金ってのは出てくるのかなと思うんですけども、これをどう扱っていくのか。明年度にあたっての使い道と言いますか、また今年の処理と言いますか、それについてはどうお考えておりますか。 中山議員、ちょっと質問の主旨が違うんですけども。 議長、この部分含めた中で、社会教育の中での。 税務財政課長 今集計は取ってあるんですけども、今手持ちに資料がありませんので後からご報告させてもらうということでよろしいでしょうか。 はい。 9番 高田議員 先ほどの香川議員の質問の続きになるんですけども、現実、GIGA スクールサポーター配置されるってことで、これのそれぞれ子どもたちにパソコンが行き渡ってその教育が始まるってことになると思うのですが、今年度の流れの中で具体的にどのへん、なかなか説明難しいと思うんですけど
--	---

議 教 育 長	ど、どのへんのところまで今年まで指導ができるようになるんですか。もし説明できる内容が教えていただきたいです。 教育長 今の点ですが、まずは先ほどの説明と関連ありますけども、このサポーター配置というのは文科省の方からもいわゆるスムーズな意向と言いますか使用と言いますか、教員の資質向上に向けてどうぞできるだけ採用してくださいということのお話もあったところで、今議員からご質問のとおり今やっと全て揃ったところです。それをこれからどう扱っていくかというところに今一步入ったところというのが現実です。これたぶん厚沢部町に限らずどこの環境においても同じだと思うんです。ここからは実はこうやって揃った段階で、実はですねもう厚沢部町の段階ではかなりそういった ICT 機器というのは揃えてありまして、かなり早い時期から教員の約 8 割ぐらいがもう授業で使っていて iPad を使ってそしてモニターに映して子どもたちを活用させて、または、プログラミング教育では実際に子どもたちにそういったプログラミングにかかる授業も行っ、それもいわゆる iPad を使ってとか。それに今度は子どもたち自身がこれからは iPad を使用するということに入ってくるので。実はもう準備段階はかなりできてはいます。ただ、使える教員と使えない教員がいることは事実なんです。そこでのスクールサポーターなんですね。非常にこれがスムーズに移行していくには大変不可欠な存在であるということ。これはいろんな様々な機器のつなぎや管理やそしてその資質向上に向けてそこをこれを活かしていくというところですよ。子どもたち自身も非常に前向きに興味を持って取り組んでいるところですから、私としてはこれから子どもたちが 1 台 1 台を使うにあたっては大変スムーズに入ってくるのではないかと思います。
----------------	--

		っています。実際にはもう業者から配置されているところがほぼ完了しているというところ です。以上です。
議	長	ほかに 10 款 教育費について質疑ありませんか。（発言する声無し）
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 1 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あ り）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 1 号令和 2 年度厚沢部町一般会計補正予算、原案ど おり可決されました。
議	長	日程第 7 議案第 2 号令和 2 年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算、議題としま す。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課主幹
保健福祉課主幹		議案第 2 号の令和 2 年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の内容につい て御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は 4 ページから 7 ページまでです。
議	長	1 番 中山議員

中山議員	7ページになるんですけども、高額療養費についてお聞きしたいと思います。これは1,300万円ほどの補正ということで主な原因はどんなところにあるのか、それとその病名ってのは何が一番影響しているのか。それについて説明していただきたいと思います。
議長 保健福祉課主幹	保健福祉課主幹 高額療養費の増額理由であります、これにつきましては今年度白血病ですとかまた、透析、がん治療ですとか高額な療養費掛かる方がいらっしゃいました。これに伴いましてですね、そういう重度の病気の治療ということで主な病気としましてはがんですとか白血病、透析というふうになっております。
議長 中山議員	1番 中山議員 ちょっと説明が速くて分かんなかったんですけども、よく町長が透析の患者が増えるとひじょうに高額療養費がかかるよというような話をしていますけども、今回この中では何名くらいの方の透析、また白血病、今説明した3番目くらいのちょっと分からなかったんですけども、それについて人数的なものについてってのどうなんですか。
議長 保健福祉課主幹	保健福祉課主幹 すいません、透析の人数につきましてはちょっと今具体的な数字、後でお示ししたいと思います。あとこの他にですねがん治療ですとかっていう方いらっしゃいまして、その方々がちょっと高額だったと。こういう方々5件いらっしゃいました。以上です。
議長 町長	町長 ちょっと捕捉いたしますけども、高額療養費、これ従来の高額療養費の年度間の今までの需要

議長 中山議員	額というものずっとこう精査をしながらこうおおよそ前年に比較してこの予算を設定するもんであります。今年はどういうわけか４月から前年からかなりオーバーのこの高額療養費が対象者がでた。それでずっと現段階でもこの高額療養費が増加のままずっと推移をしている。今およそ３月までおおよそこれくらい足りなくなるであろうというふうな積算の中ですね、今補正をしたころであります。しかし、この要因というのは今中山議員が言われるようにいろいろなものがあります。特に高額療養、今ちょっとの怪我でもあるいは疾患でも入院が大変長くなるというふうな状況があるわけです。やっぱり大型療養というのが毎月のように増えております。そして早く入ってすぐ出るっていうことはなかなかない。これは入ったら３か月、５か月は入院しているというふうな、この高額療養の原因でありますけども。そういう中に今言われる江差道立病院と五稜郭病院でお世話になっている今現在９人地元の患者がいるそうであります。私、以前から言っているように一人いるとまず年間通したら８００万円、一人で。こういう方がこの療養費の中でかかるわけですから。こういう平均するとですよ、約８００万円かかるというふうな言われ方をしております。だからそういう方が今現在９人もいるという話ですから、おそらくやこのそういう人数が特段に多い年であろうというふうに思いますけども、そんな中での高額療養者が増えたということで当初計画から見るとかなり増えてきていると、こういうことで今今回の補正になっております。 １番 中山議員 今私の知っている限りでは２名ほど自分で自宅で糖尿病の予防ということで透析にならないよなということで自宅療養みたいな形でやっている方もおります。そういう中で私はこの糖尿病
--------------------	--

町 議 保健福祉課主幹 議 保健福祉課長	の予防と言いますか、これをやはり今回必要でないかと、当町ととっても。重点的なものでやはりそういうものの町民に喚起するというようなことが必要でないかなというふうに思います。 一つ聞きたいのは今回コロナに例えばかかって町に療養が来る場合にはかなりの部分で影響が出てくるのかなというふうに思うんですけども、そのへんについての町長、そういう例えばコロナ患いで入院したとかした場合の高額医療というのは考えられるのかどうか。そういう取り扱いってというのはどうなのか。そのへんについてのこれからの町の姿勢と言いますか、それをお聞きしたいと思います。 コロナの係わりですか。 保健福祉課主幹 国保の高額療養につきましては30万円以上のものが対象となっております。コロナによって重度の高額療養受けられる方がいらっしゃるかというご質問なんですけれども、これにつきましてはですね、コロナが原因でっていうところはちょっと難しいかなと思うんですけども、例えば高額療養に該当するような症状だったのか症例だったのかというところはですね、確認の上この療養費、国保連から給付されるものでありますので、国保連に確認した上でですね、事務を執り進めてまいりたいと思います。 保健福祉課長 透析の関係でちょっと今押さえている数字を報告したいと思います。今道立病院の方で透析に通っている方、厚沢部町では9名いらっしゃいまして、今年になってから新規で増えた方が2名なんです。そこをもうちょっと大きく影響しているかなというところです。在宅で、今中山議員
---	---

		がおっしゃったように腹膜灌流ということで在宅でご自身でやっている方が今３名、そのうち１名は今年また新規で増えた方なんです。トータルすると３名の方がそういう形で増えているっていうのもここには影響しているかなと思います。少し何年か前までは糖尿病性のこの透析って方が半分以上だったんですけれども、最近は糖尿病性は３分の１ぐらいで、腎機能による透析っていう方がちょっと増えてきているっていうのも参考までなんですけどそういう状況にあります。糖尿病対策、予防対策っていうのは必須でして、検診等の中で必ずここは入ってくるところで、個別指導なりあるいは病院と連携をとってっていうような形を充実させて今やっているところではあります。
議	長	ほかに国民健康保険事業特別会計、歳入歳出全般について質疑ありませんか。（発言する声無し）
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第２号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第２号令和２年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	審議の途中ですが１１時１５分まで休憩します。（１１：００）
議	長	休憩前に引き続き審議を続行します。（１１：１５）

議 長	始めに審議に入る前に先ほど1番中山議員からコロナ禍における予算不用額についての質問がありました。これについて税務財政課長より答弁を求められておりますのでこれを許します。
議 長	税務財政課長
税 務 財 政 課 長	中山議員からのコロナの関係で中止になった事業等でどのくらいの影響額があるのかというご質問でしたけれども、一応大学のアウトキャンパススタディですとか、厚沢部の3大祭りの中止ですとか、あと高齢者スポーツ大会の中止ですとか諸々ひっくるめますと、今事業関係のみの集計なんですけども1,700万円くらいの影響額があるということでございます。ただ、これ事業の絡みの影響額でございまして、今後会議等もかなり中止になっておりますので、そういった旅費関係の不用額もおそらく発生してくるというふうに考えておりますのでこれよりかはもう少し多くなるというふうに考えております。今後何かについてということではございますが、今後どのような感染拡大ですとかそういった影響があるかもしれませんので財源として、まだ補正としてこれ計上はされていないので財源として確保しておく必要があるのかなというふうに私自身は考えております。
議 長	1番 中山議員
中 山 議 員	私の思っていた額とかなり差があるんですけども、先般社会教育委員の時だけでもかなりの部分の不用額がでるというようなことで。町長、私は議員になって初めてこれほどの不用額って言いますか、が出るのが初めての経験ですけども、町長として今後どのような状態の余ったお金をどう使用するのか、また、貯金するのか、というようなことの基金積立するとかっていろいろな方法あると思うんですけども、来年度の予算の中で国からの地方税が減額される中ではいろいろな

議 町	長 長 使い道あると思うんですけども、町長の基本的な考え方をお聞きしたいと思います。 町長 今中山議員から言われているように今年度４月から今までの経緯の中でこのコロナ対策の中、いろいろ事業等の中止がほとんどであると、こういうふうな中で来ております。そんな事業中止になったものは確かに今各団体、特に観光協会等厚沢部町３大祭り等も中止になった、こういう補助金等が残った格好になるわけでありまして、その中でも観光協会一つに物申しますと、厚沢部の夏祭りに代わるそういうイベントを商工青年部が変わったもののコロナに影響のないものを実施したい、こういうふうな提案がありまして、そういうものをできるものはぜひ振り替えていただきたいということで１つはそういうことはすでにもう代わってできております。あといろいろ今申し上げましたこの敬老会だとか通常の行政サービスの中でのものもかなりこういうふうに中止になっておりますから。この残り財源と申しましょうか、今年はやむを得ないとしてもこれは財源として当然残すものであり、また今これからの３次補正が当然動いてきます。この３次補正の中で先取りできるものについては、そういうものを受け、そしてそれらの財源に充てるというふうな対策をしながらそういう今回中止になっている事業等の財源についてはそういう有効活用したいというふうな考え方をしております。いずれにしても余るものは、当然できなかったものは財源的には留保するわけですからそれを翌年度に活かすなり、それからこれからの３月のまでの間のものに補充するなり、そういう方向で行きたいと思っております。いずれにしても今年はかなりそういう面での残り財源というものは出てくる年であるというふうには考えております。
----------------	--

議	長	それでは議事を進めます。
議	長	日程第 8 議案第 3 号令和 2 年度厚沢部町後期高齢者医療特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課主幹
保健福祉課主幹		議案第 3 号の令和 2 年度厚沢部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は 4 ページから 6 ページまでです。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 3 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 3 号令和 2 年度厚沢部町後期高齢者医療特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 9 議案第 4 号令和 2 年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長

保 健 福 祉 課 長		議案第４号の令和２年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は４ページから７ページ、および１０ページから１２ページです。（ありませんの声あり）
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第４号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第４号令和２年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１０ 議案第５号令和２年度厚沢部町簡易水道事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	建設水道課長
建 設 水 道 課 長		議案第５号の令和２年度厚沢部町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は４ページから５ページまでです。（あり

議	長	ませんの声あり)
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。(ありませんの声あり)
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第5号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第5号令和2年度厚沢部町簡易水道事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第11 議案第6号令和2年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	建設水道課長
建設水道課長	長	議案第6号の令和2年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の内容について御説明いたします。(議案内容説明記載省略)
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は4ページから5ページまでです。(ありませんの声あり)
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。(ありませんの声あり)

議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 6 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 6 号令和 2 年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 1 2 議案第 7 号令和 2 年度厚沢部町国民健康保険病院事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	病院事務長
病 院 事 務 長	長	議案第 7 号の令和 2 年度厚沢部町国民健康保険病院事業特別会計補正予算（第 2 号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	収入支出全般について質疑ありませんか。ページ数は 6 ページです。（発言する声無し）
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 7 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 7 号令和 2 年度厚沢部町国民健康保険病院事業特別

議	長	会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１３ 議案第８号沢部町議会議員及び厚沢部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
総務政策課長	長	総務政策課長
議	長	議案第８号の沢部町議会議員及び厚沢部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第８号 原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第８号沢部町議会議員及び厚沢部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１４ 議案第９号厚沢部町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。

議	長	総務政策課長
総務政策課長		議案第9号の厚沢部町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第9号 原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第9号厚沢部町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第15 議案第10号厚沢部町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務政策課長
総務政策課長		議案第10号の厚沢部町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。（ありませんの声あり）

議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第１０号 原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第１０号厚沢部町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	審議の途中ですが休憩して昼食といたします。午後は１時から再開いたします。（１２：００）
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。審議を続行いたします。（１３：００）
議	長	日程第１６ 議案第１１号厚沢部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課主幹
保健福祉課主幹		議案第１１号の厚沢部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	それでは質疑を終結します。

議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 1 1 号 原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 1 1 号厚沢部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 1 7 諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	町長
町	長	諮問第 1 号の人権擁護委員の推薦につきまして意見を求めることについて下記の者を人権擁護委員に推薦したいので人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。（議案内容説明省略）
議	長	説明が終わりましたので質疑に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	お諮りします。本件につきましては、人事案件でありますので討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認め直ちに採決いたします。
議	長	諮問第 1 号人権擁護委員の推薦については原案のとおり、厚沢部町本町 1 2 9 番地 1 太田滋子

議	長	氏、昭和２９年８月６日生まれ６６歳を人権擁護委員として推薦することに賛成の方の起立を求めます。（起立全員）
議	長	起立全員であります。したがって、諮問第１号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案通り可決されました。
議	長	日程第１８ 承認第１号厚沢部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、議題とします。
議	長	専決処分書の説明を求めます。
議	長	総務政策課長
総務政策課長	長	承認第１号の厚沢部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて地方自治法第１７９条第１項の規定によって別紙のとおり専決処分したので同条第３項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	承認第１号、討論を省略して原案どおり決したいと思います。これにご異議ありませんか（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって承認第１号厚沢部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案どおり可決されました。

議	長	日程第 19 承認第 2 号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、議題とします。
議	長	専決処分書の説明を求めます。
議	長	総務政策課長
総務政策課長	長	承認第 2 号の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって別紙のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。 (議案内容説明記載省略)
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。(ありませんの声あり)
議	長	質疑を終結します。
議	長	承認第 2 号、討論を省略して原案どおり決したいと思います。これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。したがって承認第 2 号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 20 承認第 3 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、議題とします。
議	長	専決処分書の説明を求めます。
議	長	総務政策課長

総務政策課長	承認第３号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて地方自治法第１７９条第１項の規定によって別紙のとおり専決処分したので同条第３項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。（議案内容説明記載省略）
議長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議長	質疑を終結します。
議長	承認第３号、討論を省略して原案どおり決したいと思います。これにご異議ありませんか（異議なしの声あり）
議長	異議なしと認めます。したがって承認第３号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案どおり可決されました。
議長	日程第２１ 報告第１号各常任委員会所管事務調査の報告について、議題とします。
議長	始めに、総務文教常任委員会第２回所管事務調査報告について、高田委員長の報告を求めます。
議長	高田委員長
高田委員長	それでは総務文教常任委員会第２回所管事務調査報告を行います。調査年月日は令和２年１０月２６日１日間であります。調査項目につきましては、１、町営住宅・教職員住宅等の現状について、２、ちょっと暮らし事業の現状と今後の方向性について、３、町有林の管理状況についてであります。調査委員につきましては記入のとおりであります。内容の報告をいたします。 １、町営住宅・教職員住宅の現状について。調査項目について、各担当者からそれぞれ説明を

受け現地確認を実施しました。

現在、町営住宅戸数は全 3 3 5 戸であり、内訳は公営住宅、昭和 4 5 年から平成 2 7 年築が 3 0 8 戸、特別公共賃貸住宅、中間所得者向、平成 5 年から平成 1 3 年築は 1 9 戸、地域優良賃貸住宅、中間所得者向子育て世帯向平成 2 2 年から平成 2 3 年築で 6 戸であります。

1 0 月 1 日時点での入居戸数は 2 6 3 戸で、空きは 7 0 戸、うち老朽化による政策空家は 3 8 戸で入居率は 7 8 . 9 パーセント、政策空家を除くと 8 9 . 2 パーセントであります。

次に、教職員住宅は全 6 0 戸であり、入居は 4 4 戸、うち教職員が 1 2 戸、一般町民の入居が 3 2 戸で入居率は 7 3 . 3 パーセントでありました。

状況として、平成に建築された住宅が 4 戸、改築した住宅が 1 戸であり、そのほとんどが昭和 4 0 年から昭和 5 8 年に建築されていることから、新しい物件でも 3 7 年以上が経過し、古い物件となると 5 5 年を経過しております。

さらに、職員住宅、昭和 4 7 年から平成 2 4 年築は全 2 0 戸で、入居は 1 8 戸、入居率は 9 0 パーセントであります。

平成に建築された物件 4 棟 5 戸は全て医師住宅であり、それ以外は昭和 6 3 年に建築された消防職員住宅が 4 戸と、昭和 4 7 年から昭和 5 7 年に建てられ 3 8 年から 4 8 年が経過した物件であります。

全体的に築年数が相当経過しているものが多数ではありますが、入居率は平均しても 8 4 . 2 パーセントとまだ余剰があり。どの担当課も新築の予定はないとのことであります。

入居者及び入居希望者の状況としては、相当老朽化している住宅であっても、住み慣れた住宅

から転居を希望しないという方、逆に一部転入希望者等で、現況の住宅では入居が厳しいため、少しでも新しい物件を斡旋して欲しいという要望もあるとのことでありました。

現在、町営住宅について老朽化が著しい物件は、解体を前提として新たに入居させない政策空家を行い解体物件の特定を進めているというところであります。

しかし、教職員住宅は入居率73パーセントのうち、全戸数の約2割ほどしか教員に利用されておらず、物件の中には多少修繕した程度では入居が見込まれない物件もあることから、町営住宅同様に教職員住宅の必要戸数を想定し、老朽化が著しく今後利用が見込まれないものは、早期に解体を検討すべきであると考慮します。

また、必要戸数以外の物件で利用価値のあるものについては、管理を町へ移管しリフォームを行ったうえで、短期滞在型住宅としてちょっと暮らし住宅や、夏季の農作業アルバイト学生の宿泊所、外国人技能実習生の宿舎等に活用を図るなど、有効活用に向けた検討を進めていただきたい。

あわせて、町営住宅、教職員住宅ともに、老朽化し今後使用見込みのない物件で民有地を借上げしている場合には、解体後土地の返還を行うなど早期の対応をお願いいたします。

2番、ちょっと暮らし事業の現状と今後の方向性について。ちょっと暮らし事業は、平成22年度から開始され今年で11年目を迎えたところであります。しかし、年明けから新型コロナウイルスの世界的感染が拡大し、現状においても都市と地域間で移動制限が行われ、人、経済の流れが停滞している状況にあります。経済全体がコロナ禍にある中で、素敵な過疎づくり株式会社では感染防止に努めながら、この状況下で事業に取り組んで来たところではあります。

今年の運営状況は、上里の滞在住宅3棟4戸で運営し、実績は利用件数5件で前年対比8件の減。滞在者数は14名で前年対比23名の減でありました。利用者5件の内訳は全て70代の退職者で、うちリピーターが1件、新規4件であります。

当初の予約段階では前年以上の状況であったが、感染拡大の影響を受け、利用をこちらから断らざるを得なかったケースや、利用者側からのキャンセルなどにより、結果として前年を下回る状況でありました。

昨年度は、利用者13件のうち6件がリピーターで、リピート率は46.2パーセント。今年度当初の予約時でも17件の予約に対して10件がリピーターであることから当初予約時で算定した場合、入居率は58.8パーセントと半数以上を占めており、その中には平成22年度の開始時から毎年の利用者もいるとのことであります。

残念ながらこれまで移住実績は未だ無い状況ではありますが、実績から見ても利用者の相当数をリピーターが占めておりリピート率は非常に高いと思います。

短期滞在者を少しでも定住に向けるためには、更にリピーター数を増加させ、滞在日数を増やすことでより一層厚沢部を知って頂くことに、すみません途中で切れておりますが、になります。

シーズンステイでも良いので、やはり、厚沢部町に来てもらうことを最優先として取り組むことが移住を呼び込む可能性に繋がると考えます。

新規の利用者を増やすためには、まず町を知ってもらう事からのスタートとなるため、ウェブ、ラジオ等積極的なピーアールを展開し、魅力ある農産品と新たな特産品づくりも検討しながら

ら、それらと連携した周知を進め、きっかけを作ることがこれまで同様に必要であると考えます。

また、交通に関して不便な部分はあるものの、地理的には道南地域の中間に位置し、近隣市町とのアクセスの良さなど優位な条件をピーアールするとともに、滞在時の体験メニューを増やしながら住民とふれあいの場を設けることで、利用者が滞在プラン検討時における選択肢の増加や、厚沢部ファンの獲得に繋がって行くので、継続し進めて行くことが大切であると考えます。

施設面では、利用希望者から利用料が安い物件についての問い合わせもあることから、住宅の報告の中でもありましたが、教職員住宅で利用が見込まれない比較的管理状況が良い物件を町へ移管し、それをリフォームしリーズナブルな価格で利用させる等、ちょっと暮らし住宅や滞在住宅への活用も検討すべきであると考えます。

3番目、町有林の管理状況についてであります。町有林の管理状況について資料説明を受け、試験的に広葉樹のブナを植樹した造林地の視察を行いました。

当町の森林面積は、国有林面積が約3万ヘクタール、民有林面積は約7,600ヘクタール、そして町有林面積は全体で1,184ヘクタール、うち天然林が633ヘクタール、人工林が551ヘクタールであります。

町有林管理として、天然林は、水源涵養・土砂流出防止・生物多様性保全等の観点からも基本的に伐採や保育等の施業を行わず主に巡視管理を行い、人工林は国の方針に基づき、森林資源を有効に循環すべく皆伐・立木売り払いや造林・植林や下刈り・除草等、そして保育間伐・不良木、不要木の伐採、かつ枝打ち・野鼠駆除を適宜実施し、造林木の健全な生長と良材を生産する

議 長 議 長 香 川 副 委 員 長	ためにも取り組んでおります。 町有林における人工林については、ほぼ針葉樹を造林しておりますが、平成１７年度に人工林における植生の多様性だとか腐葉土の醸成等も考えて広葉樹の生育状況を調査するということで、鶉の町有林へブナを植栽したものであります。 今回の現地調査において、当該造林面積０．３８ヘクタールにおける標準地１０アールを確認したところ、植栽１５年目で２３本中、枯損・切損が４本と一部シカの食害があったものの、胸高直径が１５ｃｍほど、樹高も３メートルから４メートルほどであり、順調に生長していると思われます。 今後も引き続き定期的な生長調査を行うとともに生育環境維持についても継続し実施していただきたい。 以上でございます。 次に、産業厚生常任委員会第２回所管事務調査報告について、香川副委員長の報告を求めます。 香川副委員長 産業厚生常任委員会第２回所管事務調査報告をさせていただきます。調査年月日は令和２年１０月１９日、１日間であります。調査項目としては、１、道の駅あっさぶの整備について。２、有害鳥獣対策について。３、農地耕作条件改善事業について。４、種子馬鈴薯選別施設の現況について。調査委員は記載のとおりでございます。 調査結果としてまず、１、道の駅あっさぶの整備について。道の駅あっさぶの販売状況は、平
--	--

成 2 4 年度から令和元年度まで連続して伸び続けており、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症による 5 月 1 日から 5 月 1 0 日までの臨時休業に伴い、上半期においては前年度よりも落ち込んでいるものの、その後順調に伸びており、年度末には前年度を上回ることが見込まれる。

素敵な過疎づくり(株)によると 4 月から 1 1 月にかけて今まで以上の野菜の集荷体制が整えば、更に販売量を伸ばせるとのことであった。冬場の物産センターの販売額の増加は難しいため、夏場の野菜類の販売強化を大いに期待するものである。そのためにも、新規出品者の確保、販売ルールの徹底を図るため、生産者組織の設立を早急に行うものであると考えます。

新たに整備が計画されている道の駅商業施設の基本構想についても説明を受けたが、基本構想での新たな飲食提供・物品販売は、指定管理を計画しており、素敵な過疎づくり(株)のほかに更に指定管理料が発生し、大きな負担となることが想定されます。

また、既存の産業会館は、老朽化により修復が必要であることや、繁忙期における売り場面積、ストックヤード及び荷造りスペース等の不足が大きな課題となっているが、現在計画されている道の駅商業施設にはその機能を十分に持たせられていないほか、新設トイレに立ち寄った客をどのようにして道の駅商業施設と産業会館に立ち寄らせるかが描かれていない。以上のことから、地方交付税措置の有利な地方債を確保した上で、産業会館を取り壊して、既存の産業会館の機能と基本構想している道の駅商業施設の機能を併せ持つ、一体となった道の駅を整備すべきである。

道の駅は厚沢部町の観光における重点施設であることから、観光協会や商工会等の多くの関係者と綿密に協議したうえで構想を進めるべきである。

新設トイレについては、女子トイレを5基から12基に増やしたことは、大変評価でき、大型観光バスの停車の増加に大いに繋がり、ひいては物産センターの売り上げ増が見込まれる。

2、有害鳥獣対策について。有害鳥獣による農作物の被害額は、捕獲状況や農家からの情報提供によると、以前よりも更に増大していると考えられる。ハンターの人数は平成26年度から令和2年度にかけて増加しているものの、将来的には高齢化や後継者不足等により、人数の減少が危惧される。

また、ハンターから要望されている解体場整備については、先進地視察や各部会との協議を行い、施設規模・設置場所等を含め検討する必要があると考えられます。

有害鳥獣による被害をいかに防ぐかは大きな課題であるが、効果的な対策を模索しながら、今できる対策を着実にを行い、少しでも被害が抑えられることを望みます。

また、この課題は、厚沢部町だけの問題ではないことから、近隣町が一体となって連携・協力し、管内全体で広域的に有害鳥獣対策に取り組むことも検討が必要であると考えられます。

3、農地耕作条件改善事業について。農地耕作条件改善事業について資料説明を受けた後、現地調査を行った。当事業は、担い手への農地集積を図るため、基盤整備や営農定着に必要な取組を一括支援する事業であり、ハード事業として暗渠排水、ソフト事業としてGPSガイダンス導入補助を行っている。今後の厚沢部町の農業を見据えると、人口減少や高齢化に伴う農家戸数の減少は、深刻な問題であり、将来の担い手のためにも農地の生産基盤を強化することは重要である。

また、担い手不足の中、集積された大面積の農地において、農作業の効率化や労働時間の削減

等を目的としたGPSガイダンス導入によるスマート農業の普及は、今後の課題であると考えられる。

当事業は、受益者にとって少ない負担で耕作条件の改善に繋がることから、その優位性を広く周知し、より多くの受益者が事業を活用し、基幹産業である厚沢部町の農業が更に発展されることを期待する。

4、種子馬鈴薯選別施設の現況について。種子馬鈴薯選別施設の現況について、資料説明を受けた後、施設の視察を行った。同施設は、平成26年に整備されたもので、新函館農業協同組合厚沢部基幹支店が指定管理者として施設の保守・点検、修繕、運営、利用料の徴収等を行っており、良好に管理されていた。

町からの委託料は無償であり、製品1キログラムあたり2円を利用料として利用者から徴収し、毎年基金へ積み立て、次期の設備更新等に備えている。積み立ては年間1,360万円を計画しているが、平成30年度の曇天・長雨による不作及び令和元年度の発芽障害による共選屑の増加により利用料がどちらも約950万円と大きく減収している。

また、種子馬鈴薯の作付面積が縮小傾向にあることから、今後更なる利用料の減収が想定される。

当施設は、厚沢部町の主要作物であるメークインをはじめとした馬鈴薯を共選することにより、規格を統一しブランド力を維持するほか、コストの削減等が図られる必要不可欠な施設であることから、今後とも農協と連携し施設が運営されることを望むとともに、令和6年の契約期間満了後の費用負担については、市場の情勢を考慮しながら町、農協及び利用者間で十分協議すべ

議 議 議 議 議	きと考えられる。以上であります。 以上をもちまして、各常任委員会所管事務調査報告について、報告済みといたします。 お諮りします。以上で本定例会に提出された案件の審議、全部終了しました。 会議規則第7条の規定により、これをもって会議を閉じたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり） 異議なしと認めます。したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定しました。 令和2年第4回厚沢部町議会定例会、閉会します。御苦労さまでした。（13：45）
---------------------------------------	---

上記の会議録は、厚沢部町議会事務局長 森理生、総務係 吉田友耶の2名によって記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するためにここに署名する。

議			長
署	名	議	員
署	名	議	員